

◇ 新潟県景観計画(案) 関連箇所

景観法	条文抜粋
<p>法第8条第2項 第1号～第4号 (景観計画)</p>	<p>景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。） 二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 三 第十九条第一項^{*1}の景観重要建造物又は第二十八条第一項^{*2}の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。） 四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの <ul style="list-style-type: none"> イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設であつて、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項 ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であつて、良好な景観の形成に必要なもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準 (2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可の基準 (3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準 (4) 津波防災地域づくりに関する法律第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可の基準 (5) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準 (6) 港湾法第三十七条第一項の許可の基準 (7) 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可の基準 ニ 第五十五条第一項^{*3}の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

	<p>ホ 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であつて、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）</p> <p>※1 法第 19 条第 1 項 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。</p> <p>※2 法第 28 条第 1 項 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあつては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。</p> <p>※3 法第 55 条第 1 項 市町村は、第八条第二項第四号ニに掲げる基本的な事項が定められた景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地（同法第三条第一号に規定する農用地をいう。以下同じ。）及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる。</p>
<p>法第 8 条第 3 項 （景観計画）</p>	<p>前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。</p>

◇ 景観計画策定によるその他の効果

景観法	条文抜粋
<p>法第 81 条 (景観協定の締結等)</p>	<p>景観計画区域内の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び借地権を有する者（中略）は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。 (以下、省略)</p>
<p>法第 15 条 (景観協議会)</p>	<p>景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項^{※4}の規定により指定された景観整備機構（(中略) 以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。 (以下、省略)</p> <hr/> <p>※4 法第 92 条第 1 項 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。</p>

◇ 景観法の条例委任事項

景観法	条文抜粋
<p>法第 16 条第 1 項 第 4 号 (届出及び勧告等)</p>	<p>景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。</p> <p>一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）</p> <p>二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）</p> <p>三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、<u>良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為</u></p>
<p>法第 16 条第 7 項 第 11 号 (届出及び勧告等)</p>	<p>次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。</p> <p>(中略)</p> <p>十一 <u>その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為</u></p>
<p>法第 17 条第 1 項 (変更命令等)</p>	<p>景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、<u>特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）</u>について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。</p>
<p>法第 21 条第 2 項 (指定の通知等)</p>	<p>景観行政団体は、第十九条第一項の規定による<u>景観重要建造物の指定があつたときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。</u></p>
<p>法第 25 条第 2 項 (景観重要建造物の所有者の管理義務等)</p>	<p>景観行政団体は、<u>条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。</u></p>
<p>法第 30 条第 2 項 (指定の通知等)</p>	<p>景観行政団体は、第二十八条第一項の規定による<u>景観重要樹木の指定があつたときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。</u></p>
<p>法第 33 条第 2 項 (景観重要樹木の所有者の管理義務等)</p>	<p>景観行政団体は、<u>条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。</u></p>